

F M F ローディングドックシャッター更新工事

工 事 仕 様 書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗原子力工学研究所

## 目 次

I. 一般事項	
1. 工事件名	P. 1
2. 工事概要	P. 1
3. 工事範囲	P. 1
4. 工期	P. 1
5. 工事場所	P. 1
6. 工事用電力、水及び土地	P. 1
7. 支給品、貸与品	P. 1
8. 管理区域作業の有無	P. 1
9. 別途工事	P. 1
10. 図書の優先順位	P. 1
11. 検収条件	P. 2
12. 疑義	P. 2
13. 軽微な変更	P. 2
14. 準拠すべき法令、規則並びに規格、基準等	P. 2
15. 渉外事項	P. 2
16. 検査等	P. 2
17. 安全衛生管理、環境保全等	P. 3
18. 品質保証	P. 4
19. 建設業退職金共済制度	P. 4
20. 施工体制の管理	P. 4
21. 現場代理人	P. 5
22. 週休2日促進工事	P. 5
23. 提出図書	P. 7
II. 特記事項	P. 8

## I. 一般事項

## 1. 工事件名

FMF ローディングドックシャッター更新工事

## 2. 工事概要

本工事は、照射燃料集合体試験施設（FMF）のローディングドックに設置されているシャッターが老朽化しているため、更新工事を実施するものである。

## 3. 工事範囲

設計図に示す範囲。

## 4. 工期

自 契約日  
至 令和8年12月25日

## 5. 工事場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所（以下「機構」という。）

照射燃料集合体試験施設

## 6. 工事用電力、水及び土地

- (1) 工事用電力は無償とする。ただし、使用については承諾を得ること。
- (2) 工事用水は無償とする。ただし、使用については承諾を得ること。
- (3) 仮設物等を設置する土地は無償貸与とする。ただし、使用については承諾を得ること。

## 7. 支給品、貸与品

無

## 8. 管理区域作業の有無

無

## 9. 別途工事

無

## 10. 図書の優先順位

すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(3)の順番のとおりとし、これにより難しい場合は、「12. 疑義」によるものとする。

- (1) 機構の文書による指示
- (2) 工事仕様書
- (3) 設計図

## 11. 検収条件

本仕様書の「16. 検査等」の(8)に定める検査に合格したことをもって検収とする。

## 12. 疑義

設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、速やかに監督員に報告し、指示を受ける。

## 13. 軽微な変更

現場の納まり又は取合い等の関係で、材料の寸法、取付位置又は取付工法の軽微な変更は、監督員と協議の上、施工する。

## 14. 準拠すべき法令、規則並びに規格、基準等

工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。本工事に準拠すべき法令、規則並びに規格、基準等は設計図書に記載なき限り、原則として以下を適用する。

(■印を適用する。)

■建築基準法関係法令

■労働安全衛生法関係法令

■消防法関係法令

■国土交通省 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

■国土交通省 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

□国土交通省 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）

■国土交通省 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

■国土交通省 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

□国土交通省 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

□国土交通省 土木工事共通仕様書

■経済産業省 電気設備技術基準・解釈

■日本産業規格及び関係規格

■日本電気協会 内線規程

□土木学会 コンクリート標準示方書

■その他関係法令、規格・基準、機構規定類

## 15. 渉外事項

(1) 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出・手続き等を請負人の負担により遅滞なく行う。

また、これらの届出、手続き等を行うに当たっては、その内容について、あらかじめ監督員に報告する。

(2) 工事施工に起因する第三者の苦情処理及び損害復旧については、請負人の負担と責任により遅滞なく行う。

(3) 工事施工における周辺住人への渉外対応は、監督員と十分調整し、行なうこと。

## 16. 検査等

(1) 使用する材料は、調達する前に製作メーカーリストおよび仕様を提出し、監督員の承諾を得たも

のを使用すること。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。

- (2) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (3) 現場に搬入した材料のうち、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出する。
- (4) 設計図書に定められた場合及び監督員より指示された工程に達した場合は、監督員の検査を受ける。
- (5) 必要に応じて試験・検査要領書を作成し、監督員の承諾を受ける。
- (6) 監督員が指定する試験・検査の判定のために使用する測定機器又は試験装置は、定められた期間ごと又はその使用前に校正及び調整されたものとし、試験成績表（写し）を提出して監督員の確認を受ける。
- (7) 関係法規、条例で定められた官公署等の立会検査及び試験は、事前に監督員の立会いにより予備検査又は試験を行う。
- (8) 工事完成後、外観、員数、寸法、性能等が満足していることを検査員の立会いにより検査を受ける。

## 17. 安全衛生管理、環境保全等

### (1) 安全衛生管理

- ① 「建築基準法」、「労働安全衛生法」その他関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（建設省経建発第1号）及び機構制定の「安全管理仕様書」に従い、工事の施工に伴う事故・災害の防止に努める。
- ② 当該工事におけるリスクアセスメントを実施し、適切な対応を図る。
- ③ 工事現場及び周辺区域において火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、耐火シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずること。

使用する機器は事前に点検を実施し、異常の無いことを確認するとともに、使用中も必要に応じて適宜点検を実施すること。

- ④ 全作業員の安全意識の高揚に努めるとともに、安全作業の習慣化や作業規則の厳守等に対する安全教育の徹底に努める。
- ⑤ 工事現場は、常に整理整頓を励行し、かつ清潔に保つものとする。
- ⑥ 現場事務所（設置しない場合は工事場所）には作業表示板を設置し、第三者への工事周知を行う。作業表示板の近傍には「工事安全看板」及び「労働災害保険番号」等の表示も行う。

また、建設業法第3条に掲げる、政令で定める軽微な建設工事以外の工事では「建設業の許可」の表示も合わせて行う。

- ⑦ 請負人は、建屋床、壁、天井等を開口、切断する場合や構内で掘削等を行う場合は、事前に埋設物等の所在を確認すること。

### (2) 環境保全

- ① 請負人は、機構で実施している「環境配慮管理規則」に基づく環境配慮活動に協力すること。
- ② 請負人は、本工事の実施に当たり、その工事内容を熟知して、必要な環境保全対策を講じるものとする。
- ③ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」（建

設省経建発第3号)に従い、工事の施工に伴う環境の保全に努めるとともに、マニフェストの写しを機構に提出すること。

- ④ 工事の施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。
- ⑤ 作業上で使用する化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した安全データシート(SDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。

また、機構に SDS の写しを提出する。

- ⑥ 請負企業は、作業で使用する建設機械等及び提出図書等で使用する物品について「国等による環境物品の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を遵守し、再生品の使用・省エネ対応に配慮した調達に努めること。
- (3) 交通安全管理
- ① 工事材料及び土砂等の搬送に当たり、交通に影響が生ずるような計画並びに通行経路の選定その他車輛の通行に関する事項については、関係部署と十分打合せの上、交通安全管理を行う。
  - ② 道路交通法並びに構内交通ルールを遵守し、工事現場周辺の交通に障害を与えないよう努める。万一生じた紛争は、請負人の責任において解決する。

(4) 災害時の措置

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努める。

また、速やかにその経緯等（日時、場所、原因、状況、被害者氏名、応急処置、その後の対策等）を監督員に報告する。

- (5) 火災・人身事故等が発生した場合は、機構の定める通報連絡基準に則ること。

18. 品質保証

- (1) 本工事に係る請負人の品質保証について、品質マネジメント計画書の提出を求めた場合にあっては、請負人は速やかに同計画書を提出する。
- (2) 品質マネジメント計画書に記載された内容を確認するため、請負人に対する品質保証監査を機構が実施する場合は、これに協力する。

19. 建設業退職金共済制度

- (1) 建設業退職金共済制度の加入並びに掛金収納書の提出

請負人を含め当該工事に関係する建設企業は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入し、機構に掛金収納書を提出する。ただし、購入済証紙（未使用証紙）が必要枚数以上保有している場合は、建退共証紙を購入しない旨の理由書を提出することで、掛金収納書の提出を省略することができる。

- (2) 工事現場等への標示

現場事務所及び工事現場の出入り口等の見やすい場所に、建退共適用事業主工事現場標識（シール）を掲示する。

20. 施工体制の管理

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「建設業法」及び機構「施工体制管理基準」に基づき、機構が主任技術者又は監理技術者の専任に関する点検、施工体制台帳等に関する

る点検を行うことを特記された場合は、点検に協力する。

## 21. 現場代理人

本工事は、以下の条件を全て満たした場合には、工事請負契約条項第 12 条第 3 項に基づき、現場代理人について、工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- (1) 現場代理人不在の場合でも、緊急時連絡体制が敷かれていることが確認できること。
- (2) それぞれの工事毎に現場代理人の代理を定め、常駐させること。  
(大洗原子力工学研究所作業責任者等教育受講修了者を原則とする。)
- (3) 常駐を要しない工事数は 2 工事までとし、施工場所は大洗原子力工学研究所構内とする。
- (4) 大洗原子力工学研究所構外で行う工事との兼務並びに機構発注以外の工事との兼務は認めないものとする。

## 22. 週休 2 日促進工事

- (1) 本工事は、受注者が工事着手前に「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」に取り組む旨を発注者と協議した上で、実施する週休 2 日促進工事（通期の週休 2 日は必須）である。

- (2) 週休 2 日の考え方は以下のとおりである。

### (a) 完全週休 2 日（土日）

対象期間の全ての週において、土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、1 週間に 2 日以上  
の現場閉所を行う。ただし、対象期間のうち、日数が 7 日に満たない週においては、当該週の  
土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行う。

### (b) 月単位の週休 2 日

対象期間の全ての月ごとに、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%  
（8 日/28 日）以上となるよう現場閉所を行う。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合  
が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行  
っている状態をいう。

### (c) 通期の週休 2 日

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

### (d) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体  
を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間並びに  
受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

### (e) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作  
業を含め、1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉  
所日数に含めるものとする。

- (3) 受注者は、工事着手前に、完全週休 2 日（土日）又は月単位の週休 2 日の取得計画が確認でき  
る「現場閉所予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得た上で、週休 2 日に  
取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工  
程表等を提出するものとする。

工事中並びに工事完了時には、現場閉所の状況を確認できるよう、実施工程表等に現場閉所日

を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。

なお、工事現場には、週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

- (4) 本工事において、明らかに通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

## 23. 提出図書

請負人は、次表に示す図書を定められた期限内に遅滞なく監督員に提出する。

(■印のものを提出すること。)

図 書 名	部 数	期 限	摘 要
■ 現場代理人届	1	現場着手前	
■ 主任技術者又は監理技術者届	1	〃	現場代理人の兼務可
■ 着工届	1	〃	
□ 品質マネジメント計画書	2	〃	1 部返却
■ 中小受託事業者の届出について	1	施工 7 日前	
■ 施工体制台帳・施工体系図	1	その都度	
■ 作業関係者名簿	1	施工 7 日前	
■ 工程表	※	その都度	約定工程、週間工程、月間工程
■ 施工計画書	2	施工 7 日前	1 部返却
■ 作業安全組織・責任者届	1	〃	
■ 一般安全チェックリスト	1	〃	
■ リスクアセスメントシート	1	〃	
■ 施工図又は製作図	2	施工・製作 7 日前	1 部返却
■ 使用材料届	2	その都度	1 部返却
□ 試験・検査申請書	1	〃	
□ 試験・検査報告書	2	〃	1 部返却
■ 竣工検査申請書	1	検査 3 日前	
■ 請求書・竣工届	1	竣工日	機構様式
■ 工事写真（着工、竣工写真含む）	2	竣工後 21 日以内	カラー写真、アルバム入り
□ 竣工原図	1	〃	設計図サイズ
□ 竣工 CAD データ	1	〃	DXF 又は DWG
■ 竣工図又は完成図書	※	〃	竣工図は、原則として A 3 版を 2 ッ 折り製本
□ 保証書	※	竣工後 21 日以内	
■ 運転取扱説明書	2	竣工日	
□ 付属品・予備品明細書	※	〃	
□ 調達要求事項の適合状況確認書	1	〃	
□ 打合せ議事録	1	その都度	
□ 校正記録表	1	〃	
■ 工事日報	1	作業日ごと	
■ KY 実施記録	1	〃	
■ 官公庁又は所内手続き等書類	※	その都度	監督員の指示するもの

(※：監督員の指示する部数)

(承諾の方法)

「承諾」は次の方法で行なう。

機構は、承諾のために提出された図書を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。当該期限までに審査を完了し、承諾しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは、承諾したものとする。

## Ⅱ. 特 記 事 項

### 1. 直接仮設工事

#### (1) 一般事項

工事期間中は、関係者以外の立入を防止するため、作業エリアを明確に区画すること。

また、工事中は、周辺施設及び当該建家内の通行に支障を来たす事のないように十分な施工計画と養生を行うとともに、安全標識等を取り付けるなど、第三者災害防止に努めること。

#### (2) 足場等

施工範囲に当該作業が可能なように足場を架設すること。

足場等は、労働安全衛生法、建築基準法、その他関連法令等に従い、適切な材料及び構造のもので安全堅固に架設し、適切な保守管理を行うこと。

また、適正な保守管理を遂行し、墜落災害防止に努めること。

なお、設置に当たっては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2.(3)手すり先行専用足場方式並びに「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚労省 H21.4）により行うこと。

高所作業車を用いる場合は、適正使用で行うこと。

#### (3) シャッター開口養生

既設シャッターの撤去後、新設シャッター取付までの間は、仮設足場を併用し、開口部の塞ぎ養生を施すこと。

なお、開口養生は防炎シート張りとする。

#### (4) 養生

工事期間中は、建築物、既設の機器、配管等を毀損又は汚損のおそれのあるところは、適切な養生を施すこと。

火気使用時は、周囲に火花等が飛散しないようスパッタシート等を用い適切な養生を行うこと。

なお、火気使用に当たっては、有機溶剤等を同時に使用しないこと。

#### (5) 整理・清掃・片付け

作業場、材料置場等の整理・清掃・片付けを毎日励行し、不用品は速やかに場外へ搬出する。

#### (6) その他

作業エリアの適切な位置に、機構制定の「安全管理仕様書」に定める作業表示板を設置する。

資材等を仮置きする場合は、監督員と協議の上、仮置き表示板を設置し、適切な場所に仮置きする。

### 2. 建具工事

#### (1) 一般事項

重量電動スチールシャッター（沓摺り共）の更新を行う。

施工に先立ち、施工範囲を十分に調査の上、施工図を作成し、監督員の承諾を得た後、製作、施工する。

#### (2) 重量電動ステンレスシャッター

下記の既設電動スチールシャッターをステンレスシャッター（沓摺り共）に更新する。

また、負圧管理施設としての補強を考慮する。

・既設スチールシャッター

照射燃料集合体試験施設（鉄筋コンクリート造）

既設有効開口 ; 6,500W x 6,500H

各部材は下記とし、付属品共、同一メーカー仕様とする。

- ・ステンレスヘアライン仕上げ
- ・有効開口 ; 6,500W x 6,500H
- ・耐風圧仕様
- ・シャフト
- ・軸受けブラケット
- ・押し車
- ・スラット (ステンレス製 ; t=1.5)
- ・角ケース・機械ケース (3面 ステンレス製 ; t=1.5)
- ・電動開閉装置 (3相 200V) ダブルチェーン
- ・障検座板 (ステンレス巻 ; t=1.5)
- ・障害物検知装置
- ・押しボタンスイッチ (二次側配線共)
- ・耐風形ガイドレール (t=1.5 ステンレス製)
- ・外まぐさ (ステンレス巻 ; t=1.5)
- ・杓摺り (ステンレス製 ; L-50x50x5)

一次側電源の接続後、絶縁抵抗検査及び作動検査を行う。

### 3. 仕上げ工事

#### (1) シーリング

シャッターガイドレール廻りの外壁取合い部は、変成シリコーン系シーリング (20x15程度) を施し、建家内への雨水浸入を防ぐこと。

#### (2) 壁復旧

シャッターのガイドレール交換に伴い、撤去した内壁を復旧する。

ガイドレール廻りにモルタルを充填し、金鏝にて仕上げ、既設同様塗装仕上げとする。外部はアクリルゴム系外壁塗膜防水仕上げ、内部はアクリル樹脂系塗装仕上げとする。

#### (3) 床復旧

杓摺りアングルの交換に伴い、撤去した床面を復旧する。

杓摺りアングル廻りにモルタルを充填し、金鏝にて仕上げ、既設同様塗装仕上げとする。外部は金鏝仕上、内部は巾木も含めエポキシ樹脂系塗床材塗装仕上げとする。

### 4. 撤去工事

#### (1) シャッター撤去

既設重量電動スチールシャッターを一式撤去すること。

撤去の際、周囲を傷めないよう注意を払い行うこと。

既設シャッター撤去後に建家が開放状態 (夜間) になる場合は、シート等で養生し、雨水等の浸入を防ぐこと。

#### (2) 壁はつり

シャッターのガイドレール交換に伴い、壁のはつりを行うこと。はつり作業は、周囲に悪影響を及ぼさないよう慎重に行うこと。

はつりは、あらかじめカッターを入れてから行うこと。

なお、はつり作業は、カッター入れを含め、粉じん飛散防止等の対策を講じること。

(3) 床はつり

杓摺りアングルの交換に伴い、床のはつりを行うこと。はつり作業は、周囲に悪影響を及ぼさないよう慎重に行うこと。

壁はつりと同様に、あらかじめカッターを入れてから行うこと。

なお、はつり作業は、カッター入れを含め、粉じん飛散防止等の対策を講じること。

(4) 処分

撤去金属廃材（金属類）は、構内指定場所に運搬処分とする。

金属類以外については、請負者の責任において適切に構外処分とする。

金属類については、トラック等による構外搬出が可能な大きさに切断し、機構内指定場所まで運搬し処分とする。

5. その他

(1) 請負人は、機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、機構の規定等を遵守の上、安全性に配慮し工事を遂行する能力を有する者を従事させること。

(2) 現場代理人等について

(a) 作業責任者等認定教育

現場代理人（現場責任者）又は現場分任責任者は、機構の「作業責任者認定制度運用要領」に基づく、作業責任者等認定教育修了者から選任すること。作業責任者等認定教育の受講が必要な場合は、契約後、速やかに機構担当者へ受講申請を行うこと。

なお、本教育の受講時間は、3 時間程度（原子力科学研究所等の機構他拠点で認定されている者は1 時間程度）である。

(b) 現場代理人（現場責任者）又は現場分任責任者は、工事場所に常駐し作業を管理する。

現場代理人（現場責任者）又は現場分任責任者の位置にあるものは、原則として作業員を重複してはならない。

なお、現場代理人（現場責任者）又は現場分任責任者による常駐管理下でない状態において、作業員のみによる現場作業は実施してはならない。

(c) 現場代理人（現場責任者）は、作業現場の安全管理、作業管理を行い、規律の維持並びに労働災害防止に当たる。

(d) 現場分任責任者は、現場代理人（現場責任者）の指揮・監督の下に、安全管理、施工管理を分任し、規律の維持並びに労働災害防止に当たる。

(3) 現場代理人は、作業員の健康管理を毎日行い、体調の優れないものは就業させないようにする。

(4) 工事において、問題点又は不具合点が発見された場合は、速やかに監督員に報告すること。

なお、何らかの対応が必要と判断した場合は、機構と協議の上、措置すること。

(5) 作業箇所及びその周辺については、破損・汚損・故障等を生じさせないように十分注意して作業を実施するとともに、万一、それらが生じた場合には遅滞なく報告し、機構の指示に従い、受注者の負担の下に速やかに現状に復帰させること。

(6) 請負人は、全ての中小受託事業者に契約要求事項、設計図書、注意事項等を確実に周知徹底させること。

また、中小受託事業者の作業内容を把握し、品質管理、作業管理、工程管理をはじめとするあらゆる点において、中小受託事業者を使用したために生じる弊害を防止すること。万一、弊害が

生じた場合には、請負人の責任において処理すること。

- (7) 作業時間は原則として、9：00 から 17：00（土、日、祝日、その他機構が特に指定する日を除く）までとする。
- (8) 当該建家は、工事中も継続して使用しているため、工事関係者と居室常駐者との動線を分離させる等、第三者災害防止に努めること。
- (9) 請負人は、この契約に関して知り得た情報を、第三者に開示、提供してはならない。ただし、請負人が下請企業を使用する場合は、その者に対して機密の保てる措置を講じて必要な範囲内で開示することができる。

なお、あらかじめ書面により機構の承諾を受けた場合はこの限りではない。

請負人は、この契約の内容又は成果を発表し、公開し又は他の目的に供しようとするときは、あらかじめ、書面により機構の承諾を得なければならない。

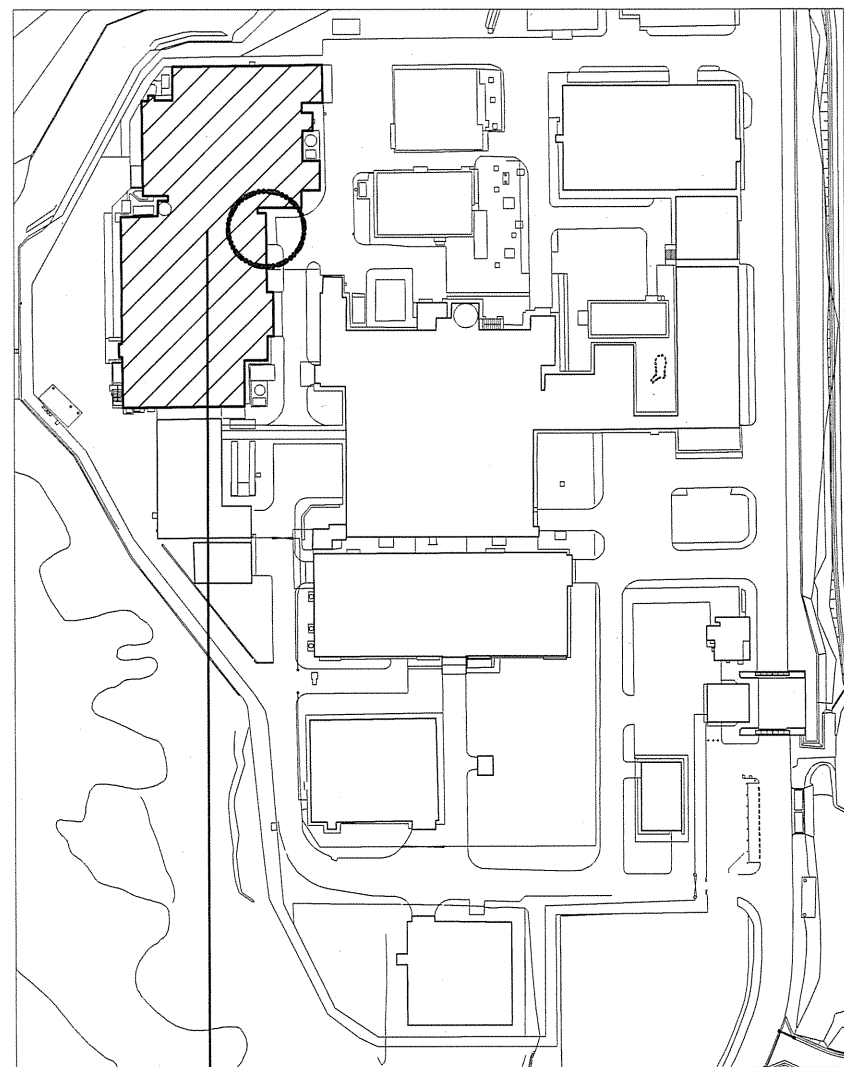
- (10) 「常陽」エリア内、周辺防護区域（「常陽」フェンス内）、保全区域及び建家防護区域内は重要施設であることを十分認識し、入域手続き等を含め機構担当者の指示に従い作業にあたること。
- 周辺防護区域（「常陽」フェンス内）へ立入る際は、「常陽」警備所にて本人確認が行われるため、作業員は全員、顔写真入りの身分証明書（運転免許証、パスポート等の公的身分証明書）の携帯又は顔写真入りの作業員名簿を作成し、予め提出すること。

- (11) 本工事で使用する電動機器及びエンジン機器は、あらかじめ外観点検や絶縁抵抗測定等の点検を実施し、異常のないことを確認した上で使用すること。
- (12) 請負人は、環境保全に関する法規を遵守するとともに、省エネルギー、省資源及びその他の廃棄物の低減に努めること。
- (13) 大型特殊工具等を「常陽」周辺防護区域内に持ち込む場合（「常陽」警備所を通過して持ち込む場合等）は、「常陽」指定の申請書にてあらかじめ申請を行うこと（申請したもの以外は持ち込めない）。

なお、大型特殊工具等とは、以下のものを指す。

- ① 大型バール（長さが 750 mm を超えるもの）
  - ② ボルトカッタ（電動、油圧）、せん断装置、ディスクグラインダ（ベビーサンダ）、セーバソー、バンドソー等
  - ③ コアドリル（直径 100mm 以上のもの）
  - ④ ホールソーとセットで持ち込む電動ドリル、充電式ドリル（キリとのセットの場合及び充電式ドライバは除く）
  - ⑤ 溶断装置（ガス、電気、プラズマ）
  - ⑥ 液体燃料（危険物第 4 類に属し、数量が指定数量の 1/20 を超えるものに限る（自走のための車両の燃料タンク内のものは除く））
  - ⑦ 爆発物（火薬類、危険物第 5 類に属するもの、可燃性ガス（充填量が 7m<sup>3</sup> 以上のボンベ））
  - ⑧ 建設機械等（クレーン車、ブルドーザ、ホイールローダ、油圧ショベル（ユンボを含む）、エアハンマ、ハンマードリル等）
  - ⑨ その他、不明な物については、機構担当者に確認すること。
- (14) 機構が所有する高所作業車等を使用する場合、ボンベ、溶接機を設置する場合又は火気使用若しくは撮影許可申請を行う場合は、原則 2 週間前までに申請すること。
- (15) 貸与品の取扱い
- 貸与品の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ① 請負人は、故意又は過失により貸与品を亡失又は毀損させた場合は、速やかに監督員へ報告すること。
  - ② 亡失又はき損が請負人の責に帰すべき理由によるときは、監督員の指示に従い、速やかに貸与品を修理し、又は同等品を納めなければならない。  
なお、天災その他の不可抗力によって貸与品に損害が生じたときは、損害の補てんについて機構と請負人との協議により定めるものとする。
- (16) 火気等を使用する場合は、以下の事項を施工計画書に記載し遵守すること。  
(火気使用作業は、ガスバーナ、グラインダー、溶接機、ヒータ、電気機器等を使用することである。)
- ① 火気使用工事届出書に記載した注意事項を厳守すること。
  - ② 施工計画書の手順に火気の使用と使用する場所の安全対策を明記すること。
  - ③ 火気と可燃性溶剤等を同一作業エリア内で同時に使用することを厳禁とすること。
  - ④ 火気使用作業の要領(手順)に、火気使用、作業内容、溶接・溶断等火気使用作業時の確認(ホールドポイント)をすることを明記すること。
  - ⑤ 火気使用前に「可燃物が無いこと」を確認すること。  
また、同一作業エリア内に可燃性溶剤(有機溶剤、スプレー類など)等、火気と離れていても引火する可能性のある可燃物が使用されていないことを確認すること。
  - ⑥ 火気使用前に可燃性溶剤等が当日使用されている場合は、可燃性ガス検知器等で滞留がないことを確認すること。滞留がある場合は、無くなるまで換気等を実施すること。
  - ⑦ 火気を使用する場合は、火気使用表示、作業エリア内の全作業員に周知すること。
  - ⑧ 火気使用時に同一作業エリアに可燃物、可燃性溶剤等を保管する場合は、防災シート、スパッタシート等で覆い作業場所から離すこと。
- (17) 溶剤等を使用する場合は、以下の事項を施工計画書に記載し、遵守すること。  
(可燃性溶剤等とは、危険物、有機溶剤、有機塗装、スプレー類、潤滑油、制御油、燃料油、LPG 等である。)
- ① 施工計画書の手順に可燃性溶剤等の使用が分かる様に記載すること。
  - ② 防火対策(消火器の位置の確認)を徹底すること。
  - ③ 可燃性溶剤等の危険有害要因として取り上げること。
  - ④ 噴霧した溶剤等を滞留させない、滞留しやすい場所を避ける、換気を行うこと。
  - ⑤ 周囲に火気等がないことを確認すること。
  - ⑥ スプレー類について、噴射角が広いなど必要以上に噴射していないか、漏れがないか、作業員の指に液が付着しやすくないかの観点から使用前点検を行うこと。
  - ⑦ 持ち込む可燃性溶剤等の名称、種類、量等を施工計画書へ記載すること。  
(現場への持ち込み量は最小限の持込とし、無くなったら補充することとする。)
- (18) その他不明な点は、監督員との協議による。



当該施設；照射燃料集合体試験施設

案内図 1/2000

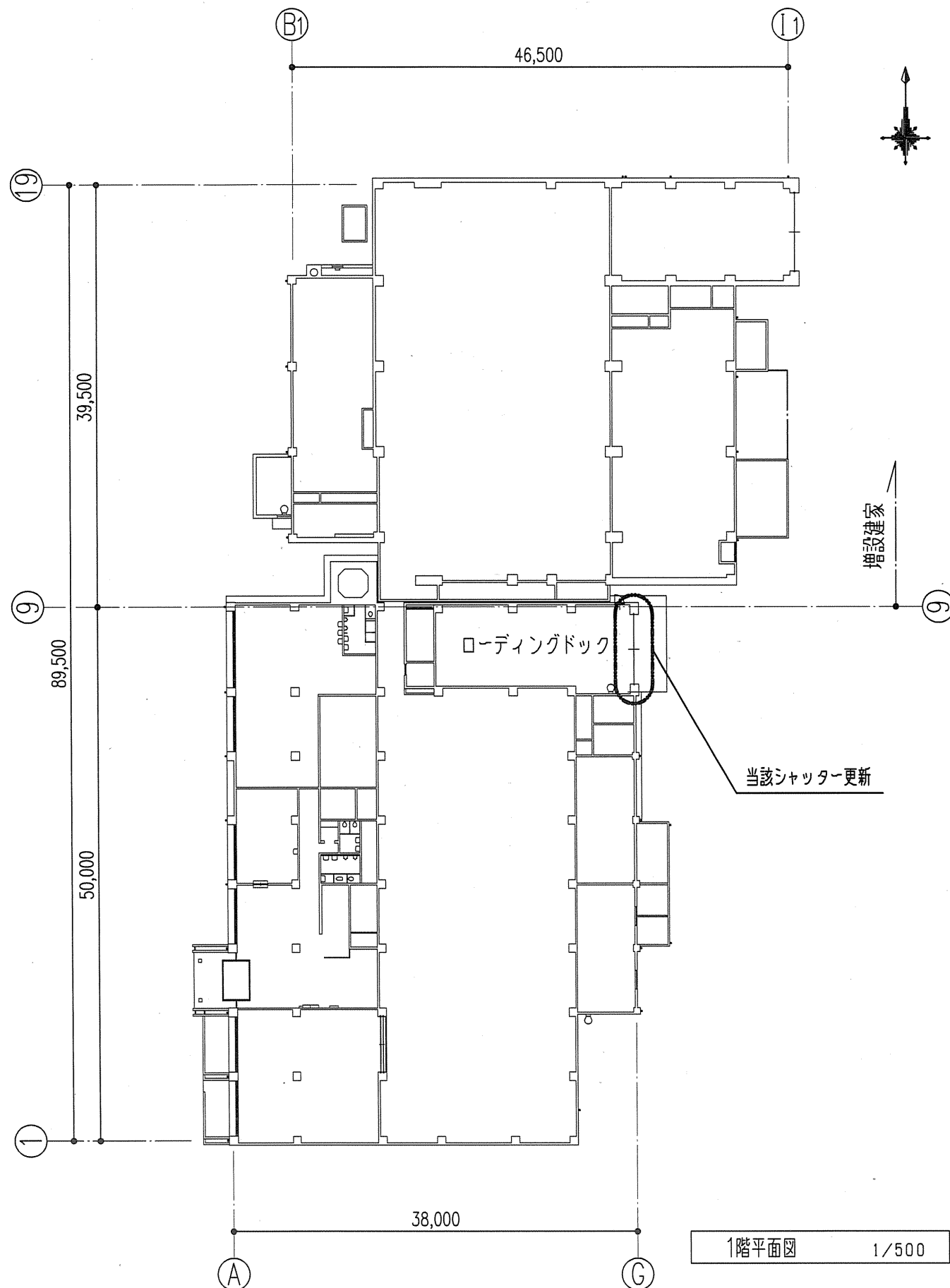
・工事概要

シャッター更新

・6,500W×6,500H

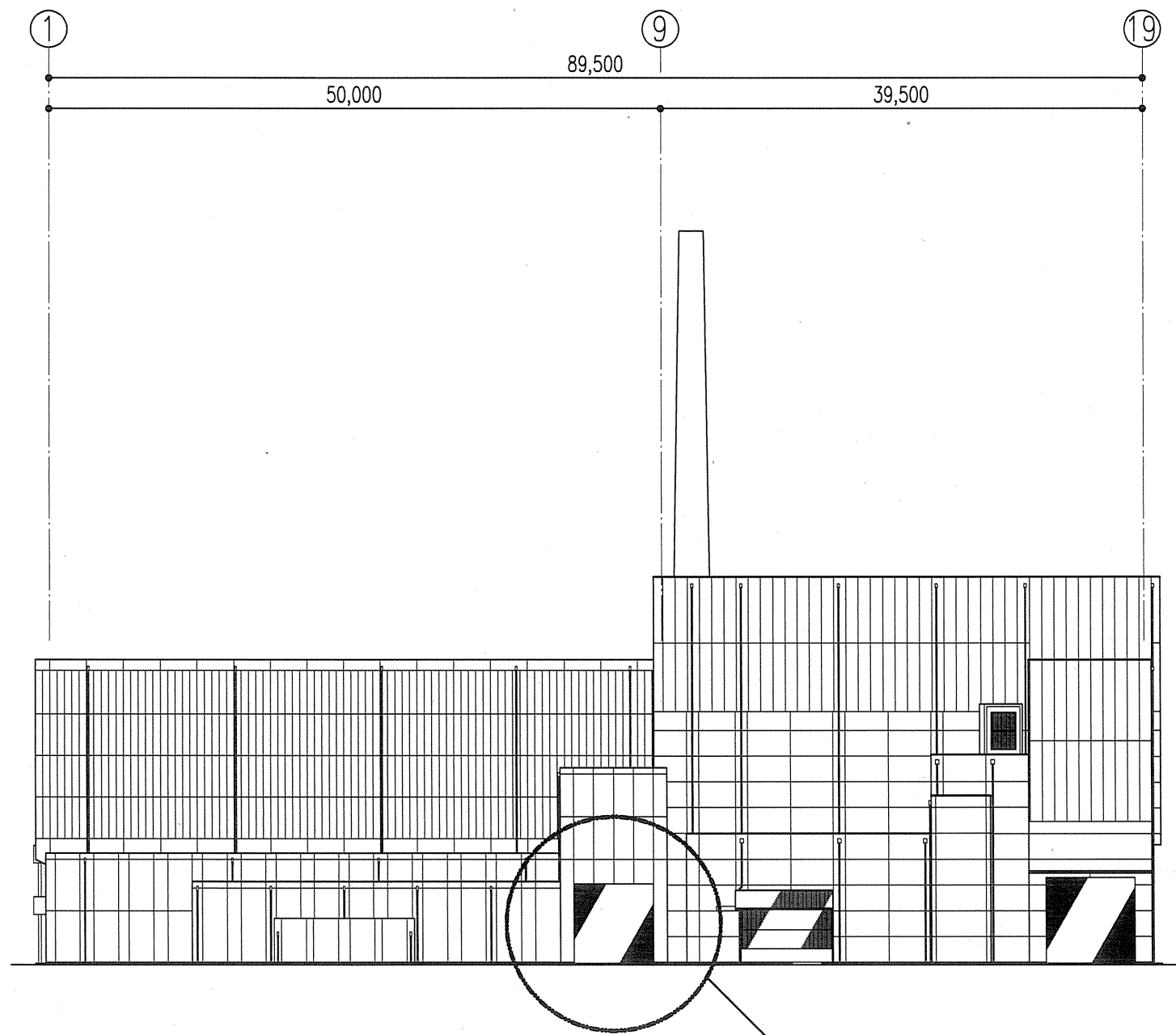
・ステンレスシャッターに更新

・既設；スチールシャッター



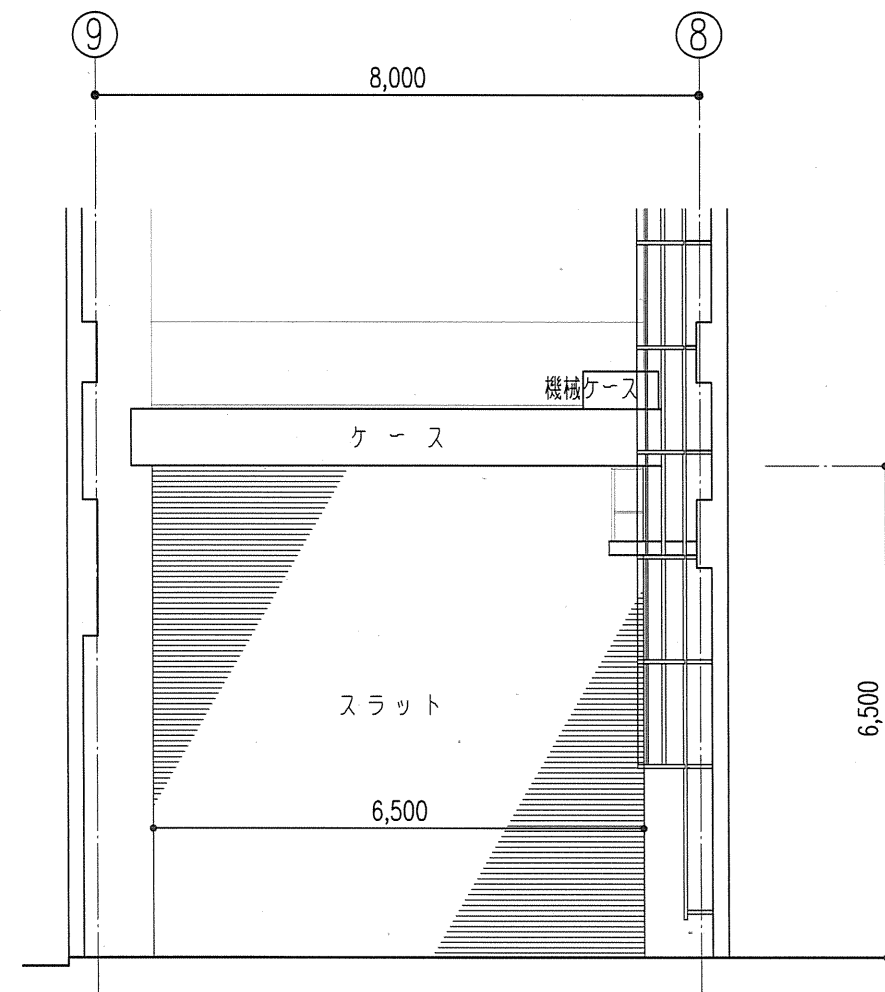
1階平面図 1/500

承認	船山	検図	松下	橋本	空戸	設計	阿津	縮尺	1/500	工事名称	FMFローディングドックシャッター更新工事		図番	A-1		
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所										建家番号	102				
	図面名称										案内図 1階平面図	日付	2026.5			



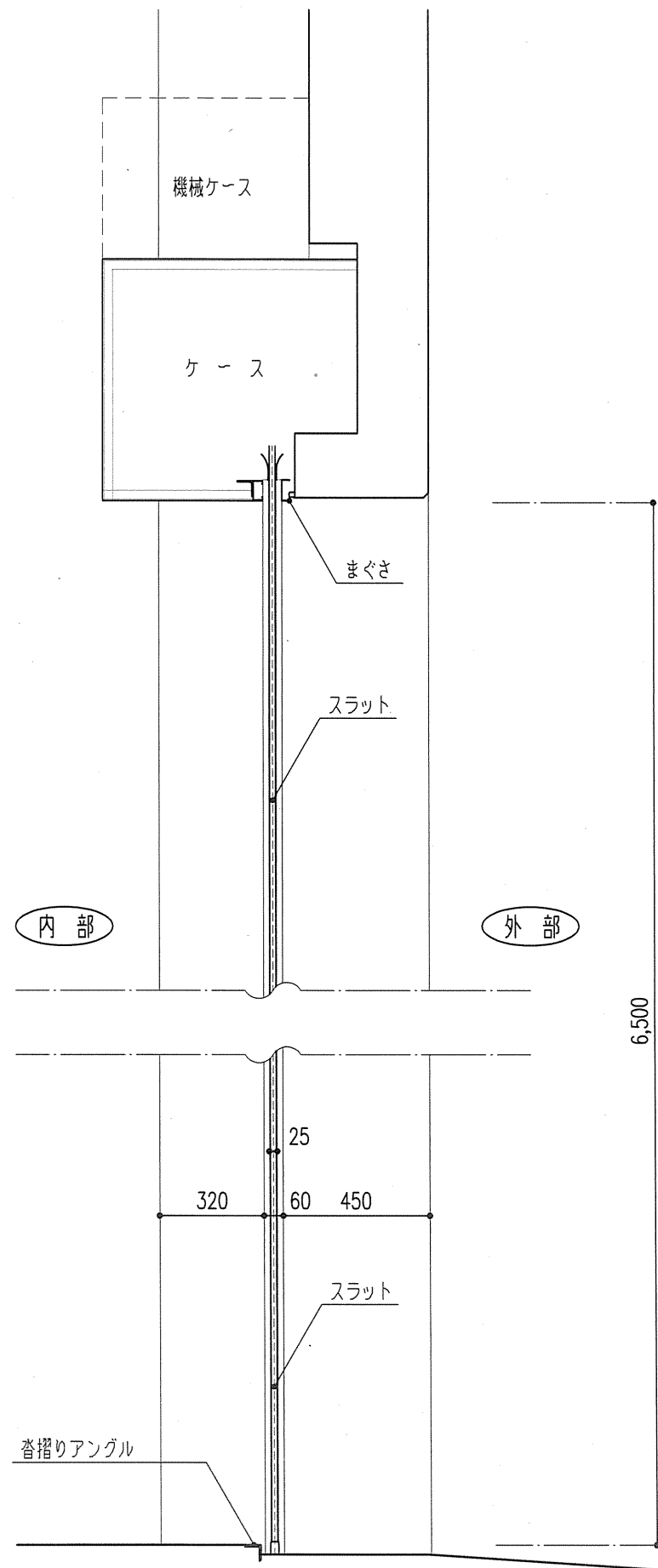
東立面図 1/500

当該シャッター更新

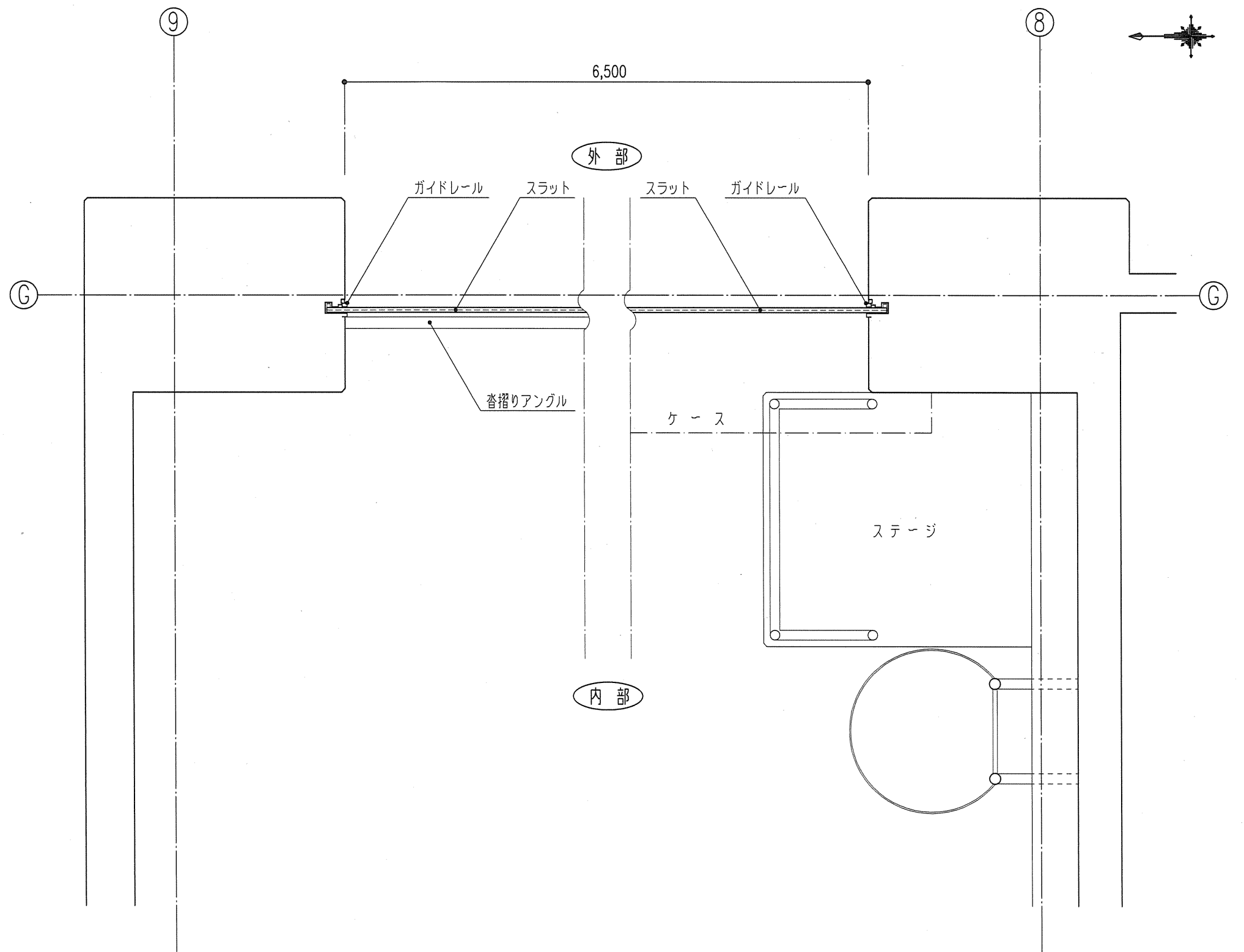


既設室内姿図 1/100

承認							縮尺 1/500 1/100	工事名称 FMFローディングドックシャッター更新工事	図番	A-2
									建家番号	102
									日付	2026.5
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所								図面名称	東立面図 室内姿図	



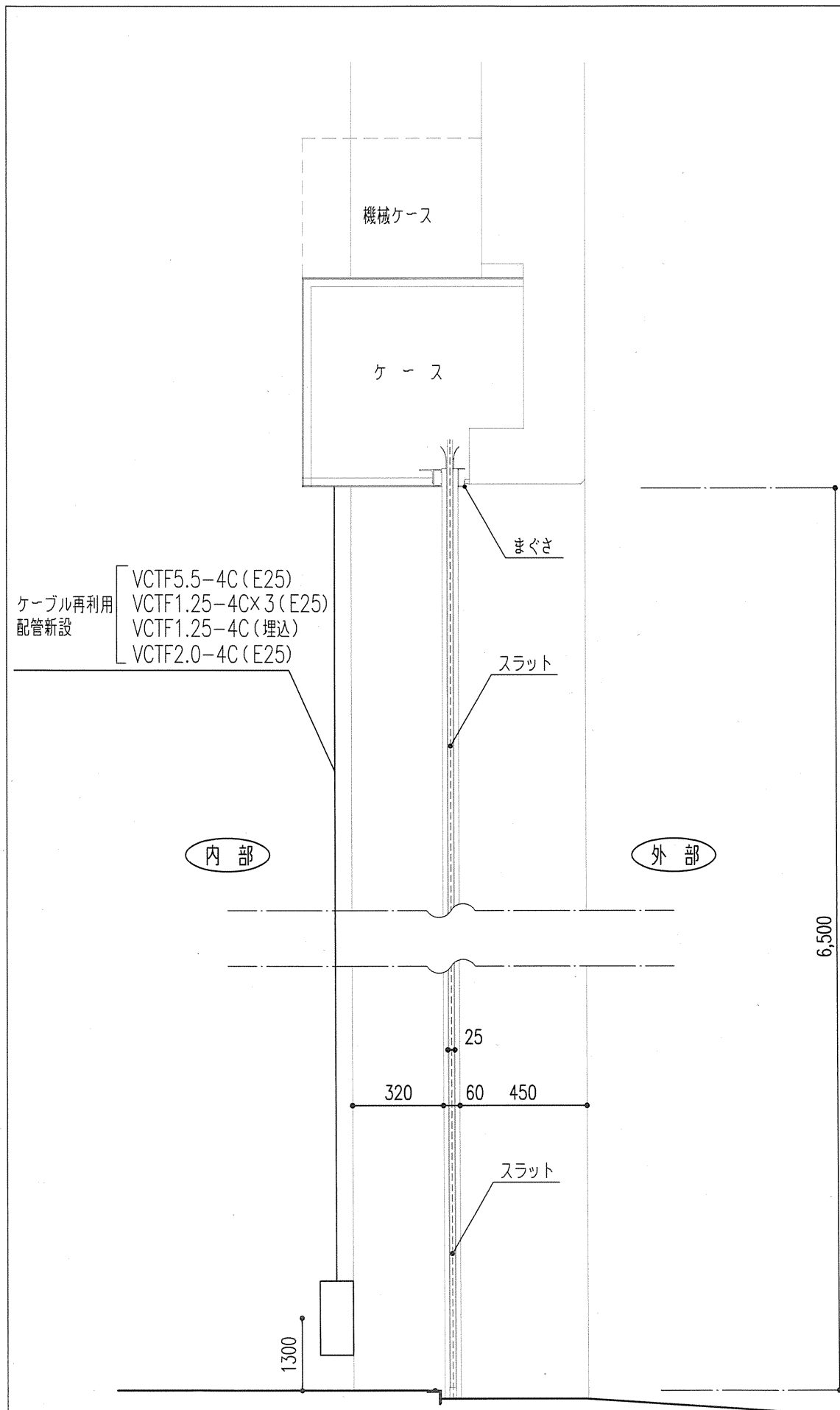
既設断面図 1/20



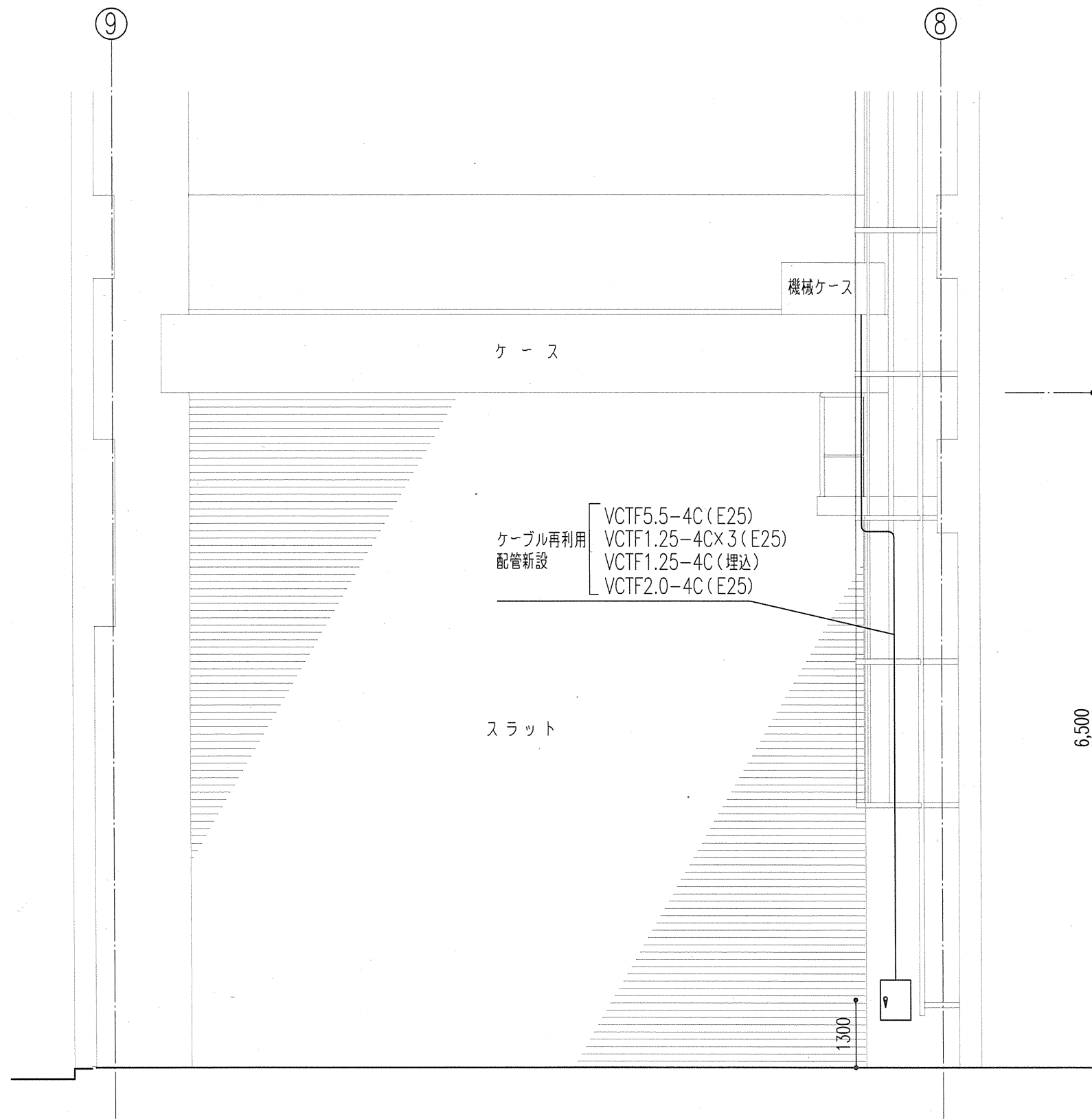
既設断面図(下部) 1/20

既設断面図(上部) 1/20

承認	船山	検図	松本	橋本	設計	縮尺	1/20	工事名称	FMFローディングドックシャッター更新工事	図番	A-3
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所								図面名称	既設断面図	建家番号	102
										日付	2026.5

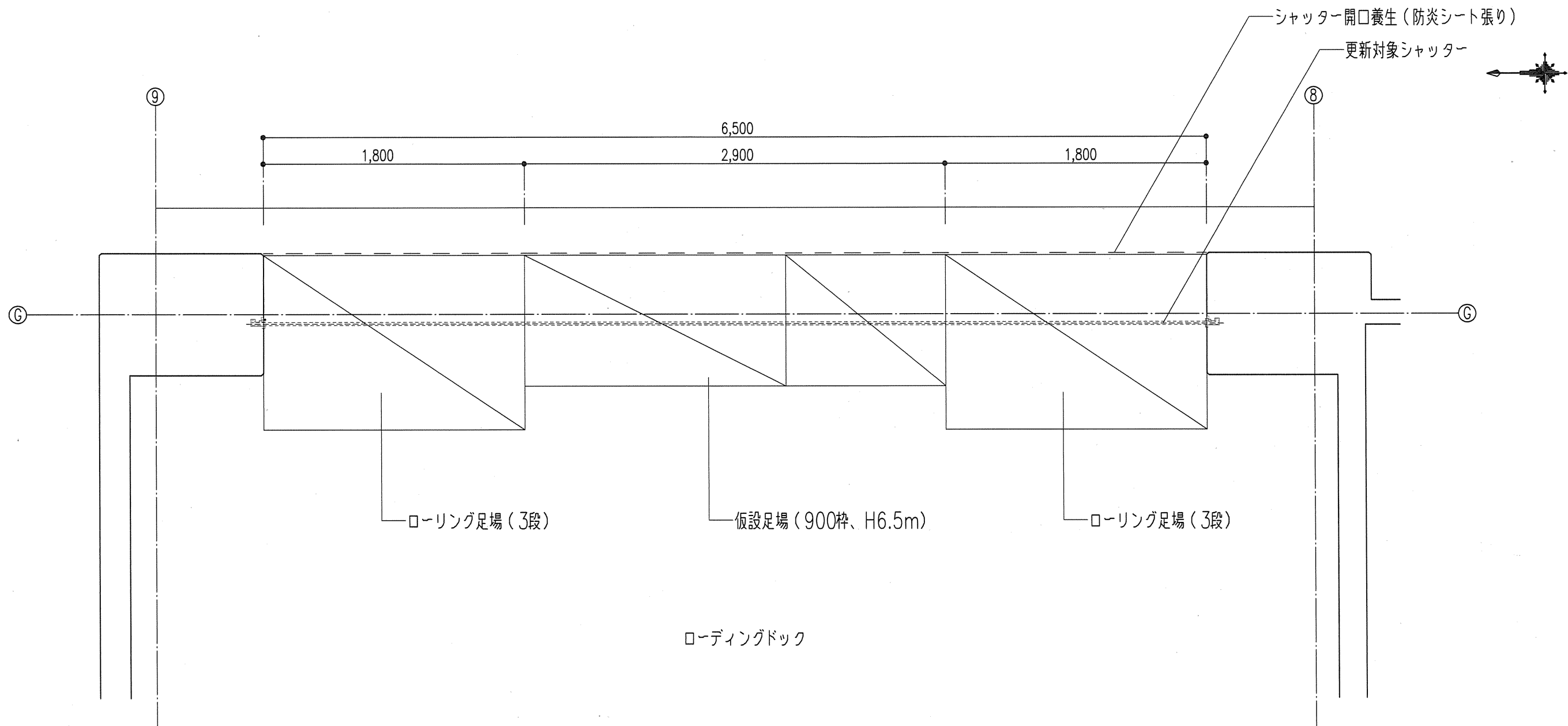


既設断面図 1/20









既設室内姿図 1/50

承認	船山	検図	松下	橋本	設計	木村	縮尺	1/20 1/50	工事名称	FMFローディングドックシャッター更新工事		図番	A-4	
										図面名称	電気設備図		建家番号	102
													日付	2026.5
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所														



仮設計画平面図 (参考図) 1/30

※シャッターの撤去・新設時は高所作業車を使用する (2台/日)。

承認	   	検図	設計		縮尺	1/30	工事名称 FMFローディングドックシャッター更新工事	図番	A-5
								建家番号	102
								日付	2026.5
 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所							図面名称	仮設計画図 (参考図)	